The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	豊臣期宇喜多氏の構造的特質
Author(s)	森脇, 崇文
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2012, 46, p. 27-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27223
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

豊臣期宇喜多氏の構造的特質

森　脇　崇　文

キーワード：豊臣期、宇喜多氏、分限帳、家中、御家騒動

はじめに

本稿が論述対象とする宇喜多氏は、戦国末期から豊臣期にかけて存在した大名権力である。豊臣期における宇喜多氏当主・秀家は、秀吉から目をかけられて一門としての待遇を受け、関ヶ原合戦の敗北によって改易となる慶長五年（一六〇〇）に至るまで、政権内において重要な立場にあったことで知られる。この豊臣期宇喜多氏についての研究は、現在に至るまで「なぜ宇喜多氏権力は崩壊したのか」という命題を主軸に進められてきた。大名権力宇喜多氏の消滅は関ヶ原合戦によるものだが、その前夜における宇喜多氏権力では、同氏の家中を構成する主要な一門・宿老たちが秀家に反旗を翻し、家中を退去するという事件が発生している。従来の研究史では、この「宇喜多騒動」により大名権力としての宇喜多氏は事実上崩壊したものと位置づけられ、遡及してその原因を探る試みが多くおこなわれてきたのである。

宇喜多騒動の原因としては、秀家の過度な遊興や、佞臣の専横を許したことによる家中の憤懣、信仰をめぐる内

部対立などが、近世以来の通説として広く知られている。[1] これに対し、宇喜多氏について最初の総合的研究を試みたしらが康義氏は、騒動の本質的な要因として、秀吉の全面的な後援により成立・発展した大名権力宇喜多氏の脆弱性、および大陸出兵に代表される豊臣政権の「際限なき軍役」による過重な負担を提示する。そして、後ろ盾となる秀吉の死没により、宇喜多氏が崩壊に至ることは必然であったと結論づけている。[2] しらが氏の見解は以降の研究において大筋で継承され、「後援者秀吉の喪失」と「際限なき軍役」は、近年の大西泰正氏による一連の研究に至るまで、宇喜多騒動を語る上での重要なキーワードとなっている。[3]

しかし、しらが氏が想定するように、宇喜多氏は秀吉の後援がなければ崩壊を免れえないほど脆弱な権力なのだろうか。豊臣期宇喜多氏の分国は、大半が秀家の父である宇喜多直家の代に形成され、秀吉から付与されたものではない。また、豊臣政権の成立当初は幼少であった秀家も、大陸出兵の開戦時には既に二〇代を迎えている。つまり、秀吉の後見なくして分国統治が不可能な状況とは考えがたい。そして、「際限なき軍役」にさらされたのは、なにも宇喜多氏に限ったことではない。なぜ宇喜多氏では「崩壊」に至る騒動が起こり、他大名では起こらなかったのか。その理由付けが必要だろう。そのためには、当該期における宇喜多氏権力の内部事情を具体的に明らかにし、宇喜多騒動の背景を探ることが不可欠といえる。

こうした研究状況を踏まえ、筆者は先稿で豊臣期宇喜多氏の分国運営のあり方について検討をおこなった。[4] その結果、天正年間後期までの宇喜多氏でしばしば分国運営に関与していた一門・宿老たちが、大陸出兵が休戦期を迎える頃からその影をひそめ、代わって秀家と彼の側近にあたる新規台頭の吏僚たち（先稿では特に「直属奉行人」と呼称）が分国運営の主体となることが判明した。そして、この秀家 ── 直属奉行人と、分国運営から遠ざけられ

た一門・宿老との対立が、後の宇喜多騒動に帰結するという見通しを示した。これまで等閑視されてきた、宇喜多氏における権力機構の一端を解明した点で、先稿は一定の役割を果たしたといえよう。しかし、そこで詳述しえたのは分国運営の中枢部分に限られ、当該期の大名権力で大きな意味を持つ軍事面などに関しては、十分に検討できていない。本稿は先稿の成果を踏まえ、宇喜多氏権力の新たな一側面に光を当てることを目的としている。

本稿における主要な検討素材となるのは、いわゆる「宇喜多氏分限帳」の記述である。この史料は豊臣期宇喜多氏の家中構造を伝えるものとされ、原本は所在不明ながら、数多くの写本の存在が知られている。しかし、写本間における記載内容の異同が多く、史料的価値が未確定であることから、これまで積極的な活用を敬遠されてきた。筆者は本稿に先立ち、これら宇喜多氏分限帳写本の比較検討をおこない、現存する写本のうち加越能文庫に含まれる「慶長初年宇喜多秀家士帳」（以下、「士帳」と略す）が、最も原本の内容・様式を忠実に伝えるものであると結論づけた。(5) 本稿ではこの「士帳」を手がかりに、宇喜多氏家中の構造を明らかにする。そして、分限帳の成立から宇喜多騒動に至るまで、さらには宇喜多騒動を経た後の家中構造の変化に注目しつつ、そうした変化がいかなる意義を有するのかについて、具体的に考察を進めていきたい。

第一章　「慶長初年宇喜多秀家士帳」の基礎的検討

一　記載内容の確認

まずはこの「士帳」に記載された内容を、次の【表1】をみながら確認していくこととしよう。

「士帳」の主要記載事項は、宇喜多氏に所属する給人の名前、および知行高の列挙である。記された給人の半数

以上は、有力給人の指揮下に与力として配属されている。行論の便宜上、この集団を「組」、組を率いる有力給人たちを「組頭」と呼んでおこう。一部の組には名前の記された給人のほか、四〇人・八〇〇石で一括された「鉄炮衆」が付属する。そして、それぞれの組記載の末尾では、組頭と与力給人たちの総知行高が集計され、さらに、軍役の賦課対象とならない分国内支城領などの「無役高」を差し引いた数値も算出されている。当該期の宇喜多氏では、これらの組が一個の軍事集団として機能したものと想定できる。他方、「士帳」にはいずれの組にも所属しない、当主秀家に直結すると思われる給人もかなりの数みられ、彼らの一部は「西丸番衆」「御台所衆」といった特定の役割ごとに編成される。これらの給人は仮に「直

【表1】「慶長初年宇喜多秀家士帳」の記載内容

組名		種別	石高	総計
戸川肥後守組		組頭分	25600石	計42460石5斗
		与力分（92人）	21610石5斗	
		鉄炮衆（40人）	800石	
		無役分	▲5550石	
岡越前守組		組頭分	23330石	計42997石
		与力分（132人）	21667石	
		無役分	▲2000石	
長船吉兵衛尉組		組頭分	24084石	計42122石
		与力分（95人）	18038石	
明石掃部頭組		組頭分	33110石	計32910石
		与力分（1人）	1000石	
		鉄炮衆（40人）	800石	
		無役分	▲2000石	
浮田左京亮組		組頭分	24079石1斗	計25829石1斗
		与力分（26人）	1950石	
		鉄炮衆（40人）	800石	
		無役分	▲1000石	
花房志摩守組		組頭分	14860石	計15590石
		与力分（17人）	1230石	
		無役分	▲500石	
浮田主馬頭組（旧浮田太郎左衛門尉組）		組頭分	4360石	計5330石
		与力分（32人）	1270石	
		無役分	▲300石	
浮田菅兵衛尉組		組頭分	4000石	計5475石
		与力分（17人）	675石	
		鉄炮衆（40人）	800石	
宍甘太郎兵衛尉組（旧中村次郎兵衛尉組）		組頭分	1210石	計1590石
		与力分（8人）	380石	
楢村監物組		組頭分	3100石	計4425石
		与力分（24人）	825石	
		鉄炮衆（40人）	800石	
		無役分	▲300石	
明石久兵衛尉組		組頭分	2000石	計3160石
		与力分（13人）	360石	
		鉄炮衆（40人）	800石	
直臣団		給人（166人）	80049石	計82238石
		鉄炮衆（40人）	800石	
	御台所衆	5人	290石	
	西丸番衆	25人	1099石	
御弓鉄炮衆	御鉄炮衆	16隊550人	22000石	計24800石
	御弓衆	3隊70人	2800石	

注）石高および人数に抹消人名は含んでいない

臣団」と呼んでおくこととする。そして、「士帳」末尾には「御弓鉄炮衆」が記載されている。彼らは直臣団に属する給人たちを物頭とし、それに付属する形で編成されるが、記される情報は各組付属の鉄炮衆と同じく人数と知行高のみであり、個別の名前は把握されていない。ちなみに、御鉄炮衆・御弓衆とも一人あたりの知行高は四〇石で、各組付属の鉄炮衆（一人あたり二〇石）の二倍にあたる。(6)

さて、以上は多くの宇喜多氏分限帳写本で共通してみられる内容だが、「士帳」にはこのほかにもさまざまな情報が織り込まれている。その一つに挙げられるのが、年次ごとの加増知行高の注記である。ここで参考のため、分限帳の筆頭に記載された戸川肥後守達安の記載様式を引用してみよう。

一　戸川肥後守（達安）　　弐万五千六百石
　　此内　七千石　　文三（文禄）御加増
　　千石　　慶三（慶長）御加増
　　五千百石　　慶三加山内分
　　四千九百七拾石　慶四加

このように、「内［数字］石　［年号］加」といった形式の注記は多数の給人で見受けられる。そして、注記の内容は現存する多くの判物・知行目録と一致がみられるのである。つまり、これらの注記は分限帳の原本段階から存在していたものと考えることができる。

また、「士帳」にはしばしば抹消された人名が見受けられる。例えば、組頭を務める宍甘太郎兵衛尉の記載の傍

らには、元々この位置には中村次郎兵衛尉家正の名前があり、それを貼紙で抹消した上に太郎兵衛尉の名前が記されていた旨の注記がみられる。同様の書き換えは、やはり組頭の浮田主馬頭にもみられ、主馬頭は従来記載されていた浮田太郎左衛門尉という人物を抹消して記されている。中村家正・浮田太郎左衛門尉はいずれも先出の直属奉行人に属し、宇喜多騒動に際して家中を退去した人物とみられることから、恐らく抹消はその結果と考えられる。他にも「士帳」には墨引などによる給人の抹消が少なからず存在するが、これらの抹消人名もまた、原本情報を筆写したものとみてよいだろう。

そしてもうひとつ、特筆すべき記載事項として、戸川達安組と浮田主馬頭組の与力給人に記される、「うたニ入」「御小性(姓)ニ入」といった組替えの痕跡を思わせる注記の存在がある。これもまた、先述の宇喜多騒動の影響によって追記された情報とみられるのだが、詳細な説明は次節以降に譲ることとしたい。

このように、「士帳」の記載内容は極めて多岐にわたり、宇喜多氏内部の様々な情報を今に伝えている。(7) それでは、「士帳」をはじめとする各写本が底本とした宇喜多氏分限帳の原本はいかにして成立し、活用されていたのだろうか。この問題についても具体的な検討を加えていくこととしよう。

二　分限帳の成立とその後の改訂

まず、宇喜多氏分限帳の原型がいつ成立したのかについては、加増知行の注記から推測できる。注記された年号の上限は文禄三年（一五九四）であり、それ以前の注記はみられない。(8) そして文禄三年は、宇喜多氏における惣国検地の実施年にあたる。この惣国検地は、前年までの文禄出兵で抱えた様々な負荷への対処を目的として分国全域

でおこなわれ、その後の宇喜多氏における分国再編の画期となった一大事業である。宇喜多氏分限帳の原型も、文禄出兵で疲弊した軍役動員体制の整備などを目的に、惣国検地の成果に基づいて成立したものと考えられる。

ただし、この時に成立した宇喜多氏分限帳が、「士帳」が筆写した底本と同一のものとはみなしがたい。先掲の戸川達安の例でも分かるように、各給人の知行高はそれまでの加増分を内包して記載されている。つまり、文禄三年成立の分限帳から、「士帳」を含む現存写本が底本とした分限帳までの間には、何度か分限帳の作り直しがおこなわれ、その度に記載情報は更新されているのである。では、現存写本の底本が作成されたのは、いつ頃のことだろうか。「士帳」の記載を見ていくと、慶長五年（一六〇〇）の加増知行高が総知行高に内包される事例が散見し、(9) 少なくとも同年に入っての作成であることは間違いない。他方、慶長五年の正月五日には、宇喜多騒動の過程で中村家正が対立勢力によって襲撃されている。(10) この事件以降、宇喜多騒動は武力紛争の様相を呈しはじめ、そうした状況下で分限帳の改訂が実施されるとは考えがたい。つまり、作成は慶長五年正月の初旬とみてよいだろう。

次に、分限帳活用の終期を検討する。この点を考える上で重要な意味を持つのが、前節で触れた戸川達安組と浮田主馬頭組の与力に付された組替えの注記である。慶長五年正月、中村家正の襲撃事件の後、襲撃に関与したと思しき戸川達安・岡越前守・浮田左京亮・花房志摩守秀成といった宇喜多氏の主要な一門・宿老たちは、大坂の宇喜多屋敷に武装して立て籠もる。主君に反旗を翻したこれらの面々は、最終的には仲裁役の徳川家康に預けられ、関東へと下向する。そして、下向した一門・宿老のうち、岡越前守・浮田左京亮・花房秀成らは、程なくして秀家と和解し、宇喜多氏へと帰参している。しかし、戸川達安はそのまま宇喜多氏からの離脱を選択するのである。恐らく、戸川達安組の与力給人に注記された新たな配属先は、組頭の退転による戸川組の解体再編を伝えるものと思わ

れる。また、同じく与力給人の組替え注記がなされる浮田主馬頭組は、本来は騒動で退転した浮田太郎左衛門尉の組であったことは、前節で述べたとおりである。これらの注記の存在は、戸川を除く一門・宿老たちが帰参する宇喜多騒動の小康期まで、この分限帳が活用され続けた証左と考えることができる。

しかし、宇喜多氏に帰参した岡越前守・浮田左京亮・花房秀成らは慶長五年の六月前後に至り、再度宇喜多氏を退去している。その際、彼らの与力給人も戸川らの場合と同じく別の組へと再編されたはずだが、分限帳にそうした注記は見られない。また、同年八月には不破九左衛門尉ら数名の給人に対して知行の加増がおこなわれたことが確認できるが、[11]分限帳の加増注記には反映されていない。つまり宇喜多氏分限帳は、会津出兵から関ヶ原合戦に至る政治情勢の急変に連動した帰参重臣たちの再退去により、活用が放棄されたものと考えられる。恐らく、その後は新たな改訂版分限帳の作成が図られたものと思われるが、それが実際に完成をみたのか、作成途中で関ヶ原合戦を迎えたのかは不明である。

ここまでの検討をまとめると、現存写本の底本となった宇喜多氏分限帳は、慶長五年初頭段階の家中構造を基礎とし、宇喜多騒動の経過を含む同年夏ごろまでの変動を注記した簿冊であったと推察できる。もちろん、原本段階での遺漏、[12]写本過程での誤写など、[13]留意すべき問題も存在しているものの、宇喜多氏権力の構造とその変容を考えるうえで、この分限帳が重要な分析素材となることは間違いない。次章以降では、分限帳に記載された内容を手がかりとして、宇喜多氏権力の実態を検討していくこととしたい。

第二章　文禄出兵後における一門・宿老の役割

一　惣国検地の実施と家臣団編成の整備

豊臣政権の主導により、天正二〇年（一五九二）から翌文禄二年（一五九三）にかけて挙行された文禄出兵は、動員された諸大名に大きな負荷をもたらした。[14] 当主秀家をはじめ、一門・宿老を含む有力家臣のほとんどが渡海した宇喜多氏も、もちろん例外ではない。その文禄出兵が休戦を迎えた翌年、宇喜多氏分国で実施されたのが、先にも触れた文禄三年の惣国検地である。文禄出兵によって顕在化した諸課題の中でも、とりわけ喫緊の問題と考えられるのが、財政基盤の安定化と恩賞知行地の捻出である。そのため、惣国検地は従来掌握が緩かった給人知行地や寺社領にも大きく踏み込んでおこなわれた。[15] 結果として、宇喜多氏の蔵入地は飛躍的な増加をみるのだが、惣国検地を契機とした給人知行の確定・再配分は、家中統制の進展をうながすこととなる。

その代表例が、惣国検地後における寄親――寄子制の整備である。惣国検地の実務が終了し、結果を反映する知行宛行も一段落した文禄三年一〇月、宇喜多氏分国では次のような定書が発給されている。[16]

定

当知行之事、今迄普請役等［　虫損　］応貫目ニ給知つカハすへし、もし主人此奥をかまへ、当給不遣者於有之ハ、可申上事、

一、奉公人手作分年貢之事、為其主・寄親、給帳をハ相渡、当務をハおさへ置、年貢皆済次第ニ、所務させ可

申事、

一、年貢無皆済間、為主・寄親、人しちを取置、皆済仕やニ代官并当給人ニあひ尋、皆済の給を取、人しち可指返候事、

右之条々、油断せしめハ、於難渋者、主人・寄親可為曲事者也、

文禄三年

十月七日

発給者の署名を欠くが、秀家による発給文書とみてまず問題ないだろう。一読して明らかなように、主人あるいは寄親による、被官・寄子の統制に関する法令である。ここでの被官・寄子は、武士でありながら在村して自らも耕作をおこない、さらには村請による年貢納付にも関与する、在地有力者を念頭に置くものと考えられる。この法令では、当該地域での年貢収納の完了まで、被官・寄子の手作分年貢収取の抑留や人質の徴収などを指示し、難渋の者が現れた場合は主人・寄親の「曲事」と明記している。直接的な主従関係にある主人 ── 被官の関係はともかくとして、寄親 ── 寄子にも同等の監督責任が求められている点には注目すべきだろう。これらの法令の眼目は、文禄出兵によって疲弊した村落支配を立て直し、年貢収納の安定化を目指すものと考えられる。そうした目的に対応するため、本来は軍事編成に由来する寄親 ── 寄子の関係は、より広範囲の監督権限を含みこむものへと再構築されていったのである。宇喜多氏分限帳にみられる「組」は、こうした寄親 ── 寄子関係の集積とみなすことができよう。

実際、組頭による所属与力への指揮権限が、軍事面に限定されていなかったことは、次の史料からも確認できる。(17)

尚々、従富肥（戸川肥後守達安）可被申候へ共、今ほと彼是被取乱候間、我等より申事ニ候、已上、

備中東三須百姓公役之事、給人衆あまた有之付而、百姓衆そも〳〵にて郷役難成之由候、互之為にて候間、各々談合候て、佐野新右衛門方ニ可被仰付候、此上ニ何角申者候ハ、堅可被申究候、恐々謹言、

文五（文禄）申　　岡市（市丞）

正月廿日　　久雅（カ）（花押）

大藤左（大森藤左衛門尉）まいる

御宿所

宛所の大森藤左衛門尉は、分限帳では戸川達安組の与力給人となっている。本書状の内容は、相給地域における百姓郷役の賦課権一元化を通知するものだが、追書部分から分かるように、大森にその決定を伝えるのは本来であれば組頭の戸川達安の責務なのである。そして、実際の文書発給者である岡市丞は、戸川達安組第三位の三一六〇石を知行し、達安とも親類関係にあるとされる。(18)恐らく、普段から達安多忙時などに組頭の職務を代行する役割を委ねられていたと考えられる。各組の与力給人は組頭の下に並列ではなく、組頭を補佐する副官的与力が存在したことが、ここから看取できるだろう。

このように惣国検地後の宇喜多氏では、各組に所属する与力給人を、それぞれの組頭に監督させることによって管理するシステムが構築されていた。その点で、組頭は宇喜多氏権力の維持に不可欠な存在だったといえる。その

中でも他の組頭を大きく上回る人数の与力給人を従える岡・長船・戸川の宿老三氏は、分国運営の表舞台から姿を消した後も、[19]宇喜多氏権力の要として極めて重要な地位にあったといえるだろう。

二　文禄三年加増知行高の偏差

もうひとつ、惣国検地後の宇喜多氏における重要な政策基調を、分限帳の記載から読み取ることができる。次の【表2】は、分限帳に注記された加増知行高を集計し、年次別の総加増高と件数、一件あたりの平均値を算出したものである。これをみると、総加増高では文禄三年と慶長三年（一五九八）が突出していることがわかる。これら両年は、それぞれ文禄出兵・慶長出兵の直後にあたり、出兵の軍功に伴う知行宛行の増加を反映したものと考えることができる。しかし、総加増高では伯仲する両年だが、その内実には大きな差異がみられる。慶長三年の場合、加増知行は件数にして六八件、一件あたりの平均値は五四六石と、広範にわたって知行が配分されている。これに対し、文禄三年の件数は二三件に止まり、一件あたりの平均値は一七三六石にも達する。つまり、文禄三年における加増は、少数の対象に、まとまった規模でおこなわれたという傾向を指摘できるだろう。

そして、大規模加増の主要な配当先とされたのが、分限帳で組頭を務める宿老たちである。例えば、戸川達安はそれまでの本知が七五六〇石であったのに対し、惣国検地後には七〇〇〇

【表2】年次別加増知行高の集計

年次	文禄3年	文禄4年	文禄5年	慶長2年	慶長3年	慶長4年	慶長5年	年次未詳
総加増高	39940石	4225石	12488石	3340石	37180石	13814石	8019石	11470石
加増知行件数	23	38	32	20	68	14	15	6
一件あたり平均	1736石	111石	390石	187石	546石	1005石	534石	—

注1）抹消人名についても集計に含め、1石未満は切り捨てた
注2）中村次郎兵衛尉組を引き継いだ宍甘太郎兵衛尉については、直臣団のうち宍甘太郎左衛門尉と知行高・加増年次が全く同一であり、同一人物が改名したものと思われるため集計から省いた

石もの加増がおこなわれている。同じく、長船吉兵衛尉は本知七六三〇石に加増七〇〇〇石、花房秀成は本知六三六〇石に加増八〇〇〇石、明石掃部頭守重は本知一二五〇〇石に加増一〇〇〇〇石と、いずれも本知高に匹敵する規模の加増がみられる。その結果、惣国検地後の宇喜多氏では、万石規模の知行を有する大身給人たちが、次々と創出されることとなるのである。

もちろん、一門・宿老に対する大規模加増には、惣国検地による机上の打出分が、加増として配当された数字が含まれている可能性もある。しかし、現存する戸川達安宛の判物によれば、加増分の知行地は戸川氏の本知である備前児島だけでなく、備中・美作でも宛行われたことが確認できる。[20] また、全てを打出分として片付けるには、加増高が大きすぎるといわざるを得ない。その背景には、別の政策意図が存在するとみるべきだろう。

筆者は、この宿老たちを主たる対象とした文禄三年の加増知行を、今後予測される軍役負担への対応力強化を目的とした、文禄出兵の事後処理策の一環と考える。当時、大陸出兵は一応の休戦状態にあるものの、文禄三年段階における講和交渉の先行きは依然不透明であり、[21] 宇喜多氏としては消耗した軍役動員体制を速やかに立て直す必要に迫られていた。ここで加増対象とされた戸川・長船・花房・明石といった面々は、天正段階から多くの戦役に参加し、文禄出兵でも活躍をみせた、宇喜多氏軍事力の中核にあたる。秀家は、惣国検地によって増大した蔵入地を元手とし、彼らに大規模な加増をおこなうことで、その戦功に対する恩賞に充てると同時に、より多数の軍役動員を彼らに期待したものとみることができるだろう。

惣国検地後の宇喜多氏において、一門・宿老たちは飛躍的な知行加増と引き換えに、多大な軍役負担のノルマを背負うことになる。また、前節で検討したように、彼らには組頭として多数の与力給人を平時・軍事問わず監督す

る責務も与えられていた。これらを考え合わせれば、軍事や家中統制の面において一門・宿老の地位を強化し、彼らに依存する形で当面の難局を乗り切ろうとする、宇喜多氏権力の方針が看取できるだろう。

その一方、秀家が宇喜多氏の軍事力を全く一門・宿老に依拠しきっていたかといえば、必ずしもそうとは考えられない。文禄出兵後の宇喜多氏権力においては、一門・宿老の地位強化とは別方向の再編も並行して進められていたことが、分限帳から読み取れるのである。この点は、章を改めて検討していくこととしよう。

第三章　家中構造の変容と宇喜多騒動

一　直臣団の増強とその目的

先にも触れたように、文禄出兵以降における宇喜多氏では、当主秀家の主体的な分国運営が目立ち始める。そして、秀家の意向を実現する新たな実務層として登場してくるのが、中村家正・浮田太郎左衛門尉・浮田菅兵衛尉宗勝・浮田河内守・浮田土佐守といった面々により構築される直属奉行人たちである。彼らは、惣国検地の前後に秀家によって編成された分国運営の中核を担う能吏たちと考えられる。(22)

彼らの台頭ぶりは、宇喜多氏分限帳の記載内容からも裏付けることができる。先出の中村家正の場合、加増知行の注記によれば文禄四年（一五九五）に一〇〇石、同五年に一五〇石と一〇〇〇石、慶長二年（一五九七）に三〇〇石、慶長三年に一〇〇〇石と、五回にわたる加増が確認できる。その合計は二五五〇石にのぼり、彼の総知行高三〇〇〇石のうち実に八

【表３】組所属給人と直臣団給人の加増経験率

種別		加増経験者／全体数（占有率）
組所属	100石以上	33／127（約25.9%）
	100石未満	6／350（約 1.7%）
直臣団	100石以上	79／151（約52.3%）
	100石未満	6／ 57（約10.5%）

注１）抹消人名についても集計に含めた
注２）組所属給人には組頭も含まれる
注３）同一人物とみられる宍甘太郎兵衛尉＝宍甘太郎左衛門尉は、組所属として集計した

割以上を占めている。こうした例は彼だけでなく、浮田太郎左衛門尉（知行高五三六〇石）は、文禄四年に三〇〇石、同五年に二〇〇〇石、慶長三年に一〇〇〇石、さらに年次未詳の「御加増」を加えて計四三〇〇石の加増を、また浮田宗勝（知行高四〇〇〇石）は、文禄三年に一五〇〇石、同四年に三二五石、同五年に五七〇石、慶長三年に一〇〇〇石と計三三九五石の加増を、それぞれ受けている。試みに、彼らの受けた加増を総知行高から差し引き、惣国検地段階における本知高を算定すると、中村家正が四五〇石、浮田太郎左衛門尉が一〇六〇石、浮田宗勝が六〇五石と、中堅給人の域を出ないのである。分限帳における彼らはいずれも組頭となっているが、その組頭としての地位が文禄三年時点から継続するものとは、本知高からみて考え難い。むしろ、加増の蓄積に伴って家中での地位上昇を果たし、新規に組を形成するに至ったものと考えるべきだろう。彼ら直属奉行人は、分国運営の担い手として活躍するとともに、家中編成の上でも重要な立場に引き立てられていくのである。(23)

彼ら直属奉行人は極端な例だが、分限帳の注記をみる限り、いずれかの組に所属する与力給人より、秀家と直結する直臣団の給人の方が、加増を受ける割合が高いのは間違いない。各組所属の給人の場合、組頭およびそれに次ぐ数千～数百石規模の者については比較的多くの加増がみられるが、組の大半にあたる一〇〇石未満の給人については、ほとんど加増がおこなわれていない。これに対し、直臣団の給人には、極めて広範かつ頻繁な加増がおこなわれており、その差は【表3】をみれば一目瞭然といえよう。

これら直臣団に属する給人の中には、伊勢出身で豊臣期に宇喜多氏に仕え、関ヶ原合戦後も逃亡する秀家に随身した進藤三左衛門尉や、(24)同じく関ヶ原合戦後の秀家を救出し、島津氏への亡命を手引きした難波助右衛門尉など、(25)秀家の側近といえる人物が多数確認できる。直臣団全てが秀家に近侍する存在であったかは留保が必要としても、

秀家と関わりの深い人物を多く含むことが、全体的な加増の多さとして表れていることは疑いないだろう。ちなみに、直属奉行人として活動する浮田河内守・土佐守は、この直臣団に所属している。[26] とすれば、彼らと同じ直属奉行人である中村家正らも、組頭となる以前は直臣団の構成員であった可能性が高い。つまり直属奉行人は、直臣団の中から分国運営の担い手となりうる能力を有する者を、選抜して編成した集団といえるだろう。

文禄出兵後の宇喜多氏では、相次ぐ加増によって直属奉行人を組頭へと取り立て、また当主側近を多く含む直臣団を強化していくという家中編成の方向性がみてとれる。その目的は、秀家が自由に差配できる軍事力の増強を模索するものと思われる。直属奉行人の中村家正が、同時に三九人・知行一五六〇石の御鉄炮衆を指揮する「御鉄炮頭」としての立場をも与えられていたのは、そうした志向性の端的な表出といえよう。[27] ただし、この事をもって秀家――直属奉行人による一門・宿老の排斥に議論を帰着させるのは早計に過ぎる。分限帳をみる限り、一門・宿老に対しての加増は慶長年間に入ってからも減少しておらず、依然として秀家は彼らに軍役主体としての役割を期待し続けていたことがうかがえる。[28] むしろ、一門・宿老を中心とした軍事力の維持を前提とした上で、彼らへの依存傾向に一定の歯止めをかけることこそが、新規組頭創出や直臣団強化の意図とみるべきだろう。

二　宇喜多騒動後の家中再編

慶長四年ごろから、宇喜多氏内部では秀家――直属奉行人と一門・宿老との間で、分国運営の方向性をめぐる対立が深刻な問題となっていた。そして、両勢力の対立は慶長五年初頭、直属奉行人として秀家に近侍する中村家正の襲撃事件を契機に、一気に緊迫化する。戸川達安ら一門・宿老の主要な面々が大坂の宇喜多屋敷に武装して

立て籠もり、公然と秀家に反旗を翻すのである。結局、この事態は徳川家康が仲裁に入るところとなり、立て籠もった者たちを家康預かりとして一時関東に下向させることで、ようやく沈静化に向かい始める。その後は、先述のように、戸川達安ら一部の者たちはそのまま宇喜多氏を離脱、残りの者たちは宇喜多氏への復帰を選ぶこととなる。以上が、先行研究によって明らかとされた宇喜多騒動の経緯である。(29)

さて、この事件を経たのち、宇喜多氏の内部構造はいかなる変化をみせたのだろうか。この点を、分限帳の記載事項から探ってみたい。第一章で述べたように、宇喜多氏分限帳には騒動の過程で組頭が退去した戸川達安組と浮田主馬頭組（旧浮田太郎左衛門尉組）の与力給人たちに、新たな配属先を示すと思われる注記がみられる。その注記を配属先ごとに集計した結果が、次の【表4】である。まずは戸川達安組の与力給人たちからみていこう。新たな配属先のうち、最も多数を占めるのは「御小性(姓)」、つまり直臣団への編入である。それ以外の配属先としては一色雅楽助（知行高二〇〇〇石）、岡本権丞（知行高三二六五石）、津島七右衛門尉（知行五二〇石）、今田長右衛門尉（知行四〇〇石）といった名前がみられる。彼らのほとんどは直臣団の中に名前を確認することがで

【表4】分限帳の注記にみる与力給人の新たな配属先

戸川達安組				
新配属先	人数	注記上の表記	組頭就任以前の所属と知行高	
直臣団	19名	御小性	—	—
今田長右衛門尉	16名	今長	直臣団	400石
一色雅楽助	11名	うた	直臣団	1000石
（浮田土佐守ヵ）	10名	土佐	（直臣団）	（200石）
津島七右衛門尉	10名	津七	直臣団	520石
浮田弥八郎	8名	宇弥八・う弥・宇弥	直臣団	500石
岡本権丞	6名	岡権	直臣団	3265石
浮田喜八	3名	喜八・う喜八	戸川達安組	1320石
注記なし（達安と同時に退去ヵ）	3名	—	—	—
退転	2名	ちくてん・知行無之	—	—
その他	4名	—	—	—

浮田主馬頭組（旧浮田太郎左衛門尉組）				
新配属先	人数	注記上の表記	組頭就任以前の所属と知行高	
浮田主馬頭	20名	主馬・主	不明	4360石
浮田河内守	11名	河州	直臣団	4500石
退転	4名	被召上	—	—
注記なし	1名	—	—	—

き、新規に創出された組頭たちと考えられよう。[30] そして興味深いことに、戸川達安組の与力給人で、分限帳にみえる既存の組へと配属された者は、一人として確認することができない。岡越前守や花房秀成といった帰参直後の組頭が配属対象とされないのは当然だが、例えば宇喜多騒動に際して秀家側に与した宿老の長船吉兵衛尉組や、秀家側近の直属奉行人である浮田宗勝組にも配属はみられない。つまり、旧戸川達安組の再配分は、直臣団の増強と、小規模な組の多数創出という明確な方針に基づいて実施されたと考えられる。

一方、浮田主馬頭組（旧浮田太郎左衛門尉組）の場合、まず目をひくのは与力給人のうち知行高上位の四名が「被召上」という注記とともに抹消されていることだろう。[31] その詳細は不明だが、あるいは宇喜多騒動の過程における太郎左衛門尉の退去には何らかの悶着が付随しており、彼ら四名がそれに巻き込まれた可能性も指摘しうる。従来、一門・宿老たちの反抗・退去が注目される宇喜多騒動だが、中村家正・浮田太郎左衛門尉の退去をはじめ、秀家 ―― 直属奉行人の側に生じた変化にも注意を払うべきだろう。

さて、浮田太郎左衛門尉に属していた与力給人たちは、浮田主馬頭（知行高四三六〇石）組と、浮田河内守（知行高四五〇〇石）組に分割して配属されている。既に何度か触れたが、このうち浮田河内守は浮田太郎左衛門尉と同じ直属奉行人として分国運営に携わってきた秀家側近の一人である。浮田主馬頭については、それまで分限帳に名前がみられない人物だが、非縁戚とみられるにも関わらず浮田名字を有することから、彼も秀家に近侍する人物と想定してよいだろう。[32] 戸川達安組が多数の組へと解体されたのに対し、浮田太郎左衛門尉組がほぼ原形をとどめる形で、彼と立場が近い組頭二名に相続されているのは、この組が軍事以外にも何らかの役割を担っていたためだろうか。今後の検討課題といえる。なお、同じく宇喜多騒動で退去した中村家正の組が、宍甘太郎兵衛尉への単純

な組頭交代で処理されるのに対し、こちらで組の分割がおこなわれているのは、両組の与力給人の多寡によるものだろう。元の組頭が一門・宿老であれ、秀家側近であれ、組の構成を小規模化する方針は貫徹されているのである。

これらの動向から、宇喜多騒動後における家中再編の方向性をまとめてみよう。秀家は、宇喜多氏を退去した戸川達安組の与力給人を多く直臣団へと取り込み、その拡充を図る。その一方で、旧来の直臣団からは新たな組頭の選出をおこない、二〇名以下の与力給人で構成されるごく小規模な組を多数創出している。これは宇喜多騒動を経て、多数の与力給人の監督を少数の組頭に任せる危険性を実感し、その軽減を目指したものと思われる。宇喜多騒動は、宿老の戸川達安、直属奉行人の中村家正・浮田太郎左衛門尉の退転をもたらし、宇喜多氏権力に大きな動揺を与えたことは間違いない。しかし、彼らの退転は宇喜多氏における家中再編の画期となり、結果として当主秀家への集権が進展したことを、分限帳の注記は物語っている。この時点の宇喜多氏には、帰参した一門・宿老を取り込みつつ、秀家のもとに一元化された大名権力への道を歩んでいく可能性が、確かに存在していたのである。

おわりに

宇喜多騒動を契機とした権力再編を経て、再出発を果たした宇喜多氏だが、次第に不穏さを増す中央政局の混迷は、一度沈静化した家中不和を再燃させることになる。慶長五年（一六〇〇）六月の会津出兵前後、岡越前守・花房秀成は秀家との「隔心」を理由に、再び宇喜多氏を退去し、大和郡山の増田長盛のもとに蟄居したとされる。(33) そして同年七月、秀家が石田三成らに与して反家康の立場を鮮明にしたことで、秀家の名代として会津出兵に従軍し

ていた浮田左京亮とも袂を分かつこととなる。[34] 戸川達安らの退去時に実施された家中の再編は大幅な見直しを余儀なくされ、分限帳の活用もこの頃までに途絶したものと考えられる。

その後における宇喜多氏の家中構造がどのようなものとなったか、分限帳の記述から明らかにすることはできない。上方で新規の人材登用がおこなわれたこと、直臣団の給人を中心に分国内諸支城への在番配備がなされたことなどが、断片的な情報として伝わるのみである。[35] ただ、関ヶ原合戦に際しての宇喜多氏が、大陸出兵時の軍役基準を大きく上回る公称一八〇〇〇人の動員をおこなっている点からみても、[36] 軍役動員体制など、分国の秩序は維持されていたらしい。秀家が進めてきた分国運営・軍事編成の集権化は、反家康を掲げる秀家のもとに宇喜多氏を一本化し、同氏が関ヶ原合戦において中心的な役割を果たすことに結果したといえる。もっとも、その中心的立場こそが、戦後における宇喜多氏の改易を決定づけることとなるのは、皮肉な話といえるが。

冒頭で述べたように、宇喜多騒動は長らく宇喜多氏権力の「崩壊」過程とみなされ、否定的な評価が与えられてきた。これに対し、光成準治氏は著書の中で宇喜多騒動を取り上げ、騒動の背景にある秀家の専制化志向を指摘する。そして、秀家は家中から抵抗勢力を一掃して自らの専制体制を強固なものにするため、宇喜多騒動を利用して反秀家の姿勢をとる宿老らを厳罰に処すことを画策するが、徳川家康の介入によって岡越前守らの帰参を受け入れざるを得ず、結局目的を貫徹することは叶わなかった、というストーリーを描く。[37]

光成氏の見解は、分国運営の主導権争いを論の基軸とするあまり、軍事面などでの一門・宿老の役割を過小評価している点で疑問を覚える。本稿で検討したように、宇喜多氏の中核的な軍役主体として、また多くの与力給人の監督者として機能し続ける彼らの即時一掃を、果たして秀家が意図していただろうか。むしろ、戸川を除く面々の

帰参は、体面の問題はさて置き、分国体制の混乱を最小限にとどめるという意味で、秀家にとっても望ましい結果であったとみるべきだろう。

ただし、宇喜多騒動を自動的に破滅の序曲と位置づけない光成氏の視点そのものは評価すべきと思われる。騒動後の宇喜多氏家中において、秀家への集権傾向が一層進展したことは、少なくとも分限帳の情報をみる限り否定できない。もちろん、それは宇喜多騒動が集権体制構築のため引き起こされた、もしくは積極的に利用されたことを意味するわけではなく、結果としてそうなったに過ぎないのだろう。しかし、偶発的な事件を契機に家中の再編が促され、結果として大名権力の一元化が進展するという流れは、近世初期の御家騒動においてしばしば見受けられる構図である。[38] すなわち、宇喜多騒動を大名権力の「崩壊」という特殊な現象とみなす理由はない。後に様々な大名権力でみられるような、権力内部の相克を超えて一元的大名権力の構築に至る「変革」の一階梯として捉える視点こそ、必要となるのではないだろうか。

本稿では、宇喜多氏分限帳という素材を通じて、これまで不明瞭な部分が多かった宇喜多氏の内部構造とその変化についての考察を試みた。しかし、宇喜多氏分限帳の分析は緒に就いたばかりであり、その記載事項には未だ解釈を保留せざるをえなかった部分も多々存在している。今後、本稿が叩き台となり、宇喜多氏分限帳、ひいては宇喜多氏権力そのものの評価をめぐる議論が活性化することを期待し、ひとまず稿を結びたい。

注

（1）これらの理由が通説化した背景には、安永三年（一七七四）に成立した「備前軍記」（『吉備群書集成』三、吉備群書集成刊行会）の影響が大きい。ただし、「備前軍記」は宇喜多騒動により家中を退去した宿老戸川氏の家伝を主要な参照元とする関係上、秀家の不行跡を強調する傾向にある。同書が語る宇喜多騒動の原因についても、近年の研究でその誇張性・歪曲性が多く指摘されている（大西泰正「宇喜多騒動の経緯」、同『豊臣期の宇喜多氏と宇喜多秀家』第二部第一章、岩田書院、二〇一〇、初出二〇〇六）。

（2）しらが康義「戦国豊臣期大名宇喜多氏の成立と崩壊」（『岡山県史研究』六、一九八四）。

（3）豊臣政権の後援については久保健一郎「「境目」の領主と「公儀」」（岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇）、際限なき軍役論は寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」（米原正義先生古稀記念論文集刊行会編『戦国織豊期の政治と文化』続群書類従完成会、一九九三）の中で論及がみられる。また、大西氏の研究はしらが説を継承しつつ新知見を取り入れて再構築をはかるもので、著書（前掲注（1）大西著書）にまとめられている。

（4）拙稿「豊臣期大名権力の変革過程」（『ヒストリア』一二五、二〇一一）。

（5）拙稿「宇喜多氏分限帳の分析試論」（『史敏』九、二〇一一）。この「士帳」を含む加越能文庫は、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。なお、本稿で特にことわらず宇喜多氏分限帳の記述を参照する場合、「士帳」の記載内容に基づいている。

（6）直臣団の御鉄炮衆のうち、河田（内）七郎右衛門が物頭を務める集団は三〇人・一五二〇石、不破九左衛門尉が物頭を務める集団は三八人・一二〇〇石と、一人あたりの知行高が他と異なるが、これら両集団の人数を入れかえると他と同じ一人あたり四〇石となるため、記載時の錯誤と考えられる。なお、各組付属と直属で鉄炮衆の知行高が異なるのは実際の待遇の差異ではなく、組付属鉄炮衆の雇用にあたっては各組において知行半分の自弁が求められたためだろう。

（7）ここで紹介した「士帳」の注記を含む、宇喜多氏分限帳各写本の記載情報の信憑性については、前掲注（5）拙稿において詳細な検討を加えている。併せて参照されたい。

（8）ただ一件、直臣団の松原久右衛門尉にみられる「文（文禄）二」の注記は、記載位置から「慶（慶長）二」の誤記と考えられる。

（9）例えば、浮田左京亮の記載には「弐万四千七拾九石壱斗／此内　千石無役／五百石　慶三加／五千九百拾九石壱斗　慶五加」とある。「壱斗」という端数の一致からみて、慶長五年の加増高が総知行高に内包されていることはほぼ間違いないだろう。

（10）『鹿苑日録』慶長五年正月八日条。なお中村は、この事件後に秀家室の実家にあたる加賀前田氏に仕官しており、ここで殺害と伝えられるのは誤報である。

（11）慶長五年八月四日長原菅作宛宇喜多秀家判物（岡山県地方史研究連絡協議会刊『黄薇古簡集』一八七頁――長原村長原元古所蔵）、慶長五年八月四日納所小兵衛宛宇喜多秀家判物（東京大学史料編纂所影写本「塚本文書」）、慶長五年八月四日不破九左衛門尉宛宇喜多秀家判物（『山内家資料　第二代忠義公記』一　三二八頁――不破氏古文書）。

（12）例えば美作を拠点とする旧国人の沼元氏など、当該期宇喜多氏で活動が確認できながら、分限帳に登場しない者が明らかに存在しており、分限帳の記載事項が宇喜多氏権力の全容といえるかは慎重な検討が必要である。ただし、記載された知行高の総計から考えて、宇喜多氏権力の主要部分を伝えるものであることは間違いない。

（13）「士帳」では原本に忠実な筆記が心掛けられているが、筆記者（加賀藩士今枝氏か）に宇喜多氏や備作地域の知識は乏しかったらしい。そのため、備前の地名に由来する名字「宍甘」を「完耳」とするなど、多くの誤記がみられる。

（14）中野等「豊臣政権と島津領国」（同『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』第三編第二章、校倉書房、一九九九）、平井上総「豊臣期長宗我部氏の給人統制」（同『長宗我部氏の検地と権力構造』第二部第九章、校倉書房、二〇〇八）など。

（15）拙稿「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社領寄進の基礎的考察」（『年報赤松氏研究』二、二〇〇九）、および前掲注（4）拙稿。

（16）文禄三年一〇月七日某定書案（『岡山県史』二〇　家わけ史料　三五頁――備前難波家文書）。

（17）文禄五年正月二〇日岡市丞書状（藤井駿・水野恭一郎編『岡山県古文書集』第三輯　二六九頁――備中佐野家文書）。

（18）「戸川記」（『改訂史籍集覧』第二五冊　新加別記類）。同書の記述によれば、市丞は戸川達安の義理の叔父にあたる。

（19）前掲注（4）拙稿。

（20）文禄三年九月一六日宇喜多秀家判物（東京大学史料編纂所影写本「秋元興朝氏所蔵文書」）。

(21) 文禄三年正月の段階で、秀吉は朝鮮半島に在番する立花宗茂に対し、明国の講和意思に対する疑念を述べ、防備体制の督励と、翌年四月に予定される関白秀次の出陣計画を通達している（（文禄三年）正月一六日豊臣秀吉朱印状、御花史料館所蔵「立花家文書」）。

(22) 前掲注（4）拙稿。

(23) ただし、直属奉行人の全てが中村家正らのように相次ぐ加増をおこなわれたわけではない。浮田河内守・浮田土佐守（分限帳では「内蔵丞」として記載）は、慶長五年の宇喜多騒動に至るまで直臣団所属の一給人であり、加増注記も確認できない。直属奉行人内でこうした差異がみられることは、今後検討すべき課題である。

(24) 「寛永諸家系図伝」進藤氏の項、および国立国会図書館所蔵「古文書十八通」。

(25) 元禄三年九月難波経之旧記（旧版『岡山市史』一六一九頁 ― 第六六章）。なお、難波助右衛門尉は分限帳では難波宗太郎の名で登場する。

(26) 分限帳での知行高は浮田河内守が四五〇〇石、浮田内蔵丞（土佐守）が二〇〇石である。

(27) 組頭としての記載と同じく、御鉄炮頭としても宇喜多騒動による退去に伴って抹消されている。彼の後任として、新たに川端丹後守（直臣団に所属、知行高一一六〇石）の名前が記載されている。

(28) 例えば、戸川達安への加増注記が慶長四年までみられることは先掲の通りである。また、前掲注（9）で例示した浮田左京亮に対する慶長五年の加増は、まさに宇喜多騒動と同時期のものと考えられよう。

(29) 大西泰正「宇喜多騒動の経緯」（前掲注（1）大西著書第二部第一章）、同「宇喜多騒動の展開と結果」（前掲注（1）大西著書第二部第二章）。

(30) 唯一、直臣団以外から配属先に名前が挙がっているのが戸川達安組に属していた浮田喜八（知行高一三二〇石）である。彼は、戸川組から宇喜多氏に残留した中では最も大身であり、関ヶ原合戦の後に戸川達安によって殺害されたと伝えられる（「浦上宇喜多両家記」、備作史料研究会編『備作之史料五　金沢の宇喜多家史料』所収）点を考え合わせると、達安との決別がその取り立てに影響している可能性が指摘できよう。

(31) 具体的には、長原菅作（知行高二〇〇石）・岡本太郎（知行高二〇〇石）・浮田弥三兵衛尉（知行高一六〇石）・楢原宗

八（知行高一五〇石）の四名である。ただし、このうち長原菅作は関ヶ原合戦直前に秀家からの加増を受けていることが確認でき（前掲注（11）参照）、岡越前守らが再退去した後、彼らが宇喜多氏に帰参した可能性も考えられる。

（32）文禄期以降、宇喜多氏においてみられる「浮田」名字は、宇喜多氏の庶流名字として創出したものを、秀家が自身との紐帯を示す標章として付与したものと考えられる。詳細は前掲注（4）拙稿参照。

（33）前掲注（30）「浦上宇喜多両家記」など。

（34）前掲注（18）「戸川記」。

（35）上方での人材登用については（慶長五年）八月一九日明石守重書状（藤井駿・水野恭一郎編『岡山県古文書集』第三輯三三二頁――備前水原岩太郎氏所蔵文書）、分国における支城在番配置については（慶長五年）九月一〇日宇喜多秀家書状写（『久世町史』資料編一　編年資料　三六四頁――新出沼元家文書）で確認できる。

（36）備口人数書立（米山一政編『真田家文書』上　六五頁）。

（37）光成準治『関ヶ原前夜』（日本放送出版協会、二〇〇九）。

（38）近世初期における御家騒動の意義については、福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』（校倉書房、一九九九）など、多くの研究蓄積がなされている。

（大学院博士後期課程学生）

SUMMARY

An Examination of the Structural Characteristics of the Ukita Clan in the Toyotomi Period

Takafumi MORIWAKI

This article explains the structure of the Bizen Ukita Clan who held authoritative power of the Daimyo during the Toyotomi Period, as well as how its structure transformed. Research of the Ukita Clan during this period has stagnated due to its limited documentation. However, we examine the recordings of the Ukita Clan during the Toyotomi Period from the Bungencho to gain new perspectives and reopen research in this area.

During the Sokoku-Kenchi (land surveys in Ukita Clan) in 1594, the Ukita Clan started to deal with the inconsistencies that inevitably came with being appointed as the Korean Peninsula dispatch troops to lead the Toyotomi Regime. Simultaneously, the Chief Retainers of the Clan entrusted supervision to their subordinates. Also, with anincrease in annual stipend and along with it military service, the dispatch of troops created an impoverished military. Thus, the Chief Retainers became dependent on these subordinates to restore political policies. On the other hand, Hideie, the Head of the Clan, increased the annual stipend of his own staff, alongside strengthening the military directly under his supervision.

During the Ukita Clan Revolt in 1600, the military which was highly dependent on the Chief Retainers changed drastically. The subordinates of the Chief Retainers of the Ukita Clan were redistributed, and the military directly under Hideie was strengthened. In the past, the Ukita Clan Revolt was seen as the collapse of the Ukita Clan. However, from another perspective, it was a critical moment in which authoritative power consolidated under Hideie. This paper argues for the necessity to reexamine the Ukita Clan during this period based on the discussion above.